

平成 26 年 5 月 19 日

行政書士 ^{すずき} 鱸 弥生の情報発信

NO.24 認知症の徘徊とリスク

新緑の美しい季節になりましたが、みなさま、お元気でお過ごしでしょうか？
いろいろな花が咲き、気分もうきうきしてきますね。
今回は、認知症の人の徘徊とそのリスクについて書きました。



認知症の人の遺族に賠償命令

2007 年 12 月、愛知県大府市で、徘徊中の認知症の男性（当時 91 歳、要介護 4）が電車にはねられて死亡しました。男性は、妻（当時 85 歳、要介護 1）と二人暮らし。長男の嫁が男性の自宅近くに引っ越し、介護の手伝いをしていました。男性はデイサービスから帰宅後、長男の嫁が屋外で片づけをし、妻がまどろんだ間に外出し事故に遭ったものです。

J R 東海が遺族に損害賠償を求めた控訴審判決で、名古屋高裁は「妻は監督義務者の地位にあり、行動把握の必要があった」として約 360 万円の支払いを命じました。（1 審では、長男にも 360 万円の支払いを命じていました）

この判決は、認知症の人や介護者を社会がどのように支えるのかという課題を残しました。



遺族側に立った主張

「認知症の人と家族の会」は、認知症の人を介護する家族の負担は甚大で、24 時間行動を把握するのは不可能。今回の判決のように家族の責任を重くみるなら、徘徊を防ぐために「柱にくくりつけるか、鍵のかかる部屋に閉じ込めるしかなくなる。認知症の人が起こした事故の賠償については、**公的な補償制度**を検討すべきだとしています。

鉄道会社の主張

原則、列車事故の損害賠償は請求するが、認知症の人かどうかの把握は難しく、個別の事案で対応していくしかないとしています。ただ、一般的には家族が支払いに応じて和解することが多く、訴訟に至るケースはめずらしいということです。

認知症行方不明1万人

警察庁によると、平成24年度に行方不明として届出があった件数は1年間で、のべ9607人、何と1万人近い人が認知症で行方不明になっているのです。そのうち、死亡は359人でした。その後の調査で、死亡した人の約30%が一人暮らしの人だったことがわかりました。地域で必死に一人暮らしの人を支えても、今の制度では、24時間見守り続けることは難しいということです。

徘徊 SOS ネットワークって？

SOS ネットワークは、警察だけでなく、バス、タクシー、コンビニ、ガソリンスタンド、郵便局、ラジオ局、地域の人たちなどが連携して、徘徊者を探すシステムです。事前に登録しておくことが利用条件になっていることが多いです。自分の住んでいる自治体がこのような取り組みを行っているかを確認しておきましょう。最近では、小型のGPSを埋め込んだ靴なども開発されているようです。

Pick Up 集団的自衛権

日本は、第二次世界大戦後、戦争が再び繰り返さないよう憲法9条で戦争の放棄を規定しています。一方で、国際法上は、主権国家である以上、日本も自衛権を所有しているとしています。ちなみに、「国際法上は」という文言をよく耳にされると思いますが、「国際法」という法律があるのではなく、国際社会を規律する様々なルールの総称のことです。わかりやすい例としては「国連決議」や「国連安保理決議」などがあります。

自衛権には、個別的自衛権と集団的自衛権があります。個別的自衛権は、自国が攻撃をされたときに武力行使を認めるもので、集団的自衛権は、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が攻撃されていないにもかかわらず阻止する権利のことです。

日本政府は、「**自衛のための必要最小限の実力**」、すなわち、**専守防衛を基本的な方針とし、集団的自衛権の行使は、憲法上認められない**という立場とってきました。例えば、自衛隊をイラクに派遣する際にも「非戦闘地域における支援活動」であって、武力行使にはあたらないとしました。

安倍首相は、5月15日の記者会見で、**政府が認めていない集団的自衛権の行使を、内閣の決議だけで解釈変更できる**と主張したのです。個人的には、集団的自衛権は、決して認めてはいけないと思いますが、その是非は別にしても、国のあり方を変えてしまうような重大なことを、憲法改正を行わず、内閣の決議だけで決められると主張すること自体、あまりにも横暴なことだと思います。このテーマは難しく、私自身もまだまだ勉強不足です。興味のある方は、是非、一緒に勉強していきましょう。

今号は、安倍首相の記者会見をみて、集団的自衛権を急に追加しましたので、いつもより送付が遅くなってしまいましたこと、ご了承ください。

行政書士 鱸 弥生